

市川市少年野球リーグ運営規程 (平成28年4月3日施行)

1. 試合の運営方法について

(1) 服装

- ① 原則として、チーム同一のユニホームを着用する。
ただし、連合チームの場合は、所属チームのユニホームを可とする。
- ② 帽子は必ず着用する。
ただし、連合チームの場合は、所属チームの帽子を可とする。
- ③ 背番号は、統一番号順とする。なお、連合チームも同様とする。

(2) 態度

- ① 下品な野次等は禁止する。
- ② スポーツマンとしての態度を保ち、他の模範となる。

(3) 試合等への集合時間

- ① 第一試合の当該チームは、1時間前までに指定球場に集合すること。また、第二試合以降も同様とする。但し、28年度に限り、第二試合以降は、40分前の集合とする。

- ② 審判員の指示に従い、先行・後攻の決定をすること。

- ③ ベンチは、組合せ表に基づく。

(4) 選手交代の伝達は、監督が行う。

(5) 試合時間は、90分とする。決勝戦も同様とする。

(6) 所定回数及び所定時間において同点の場合は延長戦とし、特別ルールを採用する。延長戦における特別ルールは、市川市少年野球連盟に準ずる。

(7) 3回12点以上、4回以降10点以上を持って、コールド・ゲームとする。

(8) ブロック戦において、同率の場合の順位決定方法は、以下の順位を持って決定する。

- ① 当該チーム同士の場合は、その勝者とする。
- ② 当該チームが3チーム以上の場合は、失点数が少ないチームを上位とする。
- ③ 当該チームの主将以下9名による抽選とする。

(9) 運営において発表された組合せは、学校関連の諸行事以外はいかなる理由においても、試合日の変更もしくは時間の変更は認めない。但し、市川市少年野球連盟の主催する大会等へ代表として参加する場合はこの限りではない。

(10) 審判

- ① 審判は参加チームと日程表が決定した時点で、審判部が決定する。但し、各チームは2名の審判員及び得点板係等1名を配置すること。
- ② 審判員は責任をもってその球場の運営にあたる。
- ③ 落雷等の危険が生じた時は、速やかに対策を講ずること。

- ④ 審判員は次の場合、ペナルティーを科すことができる。
- ア. 当該試合チームが所定試合時間に集合がなかった場合は相手チームに勝利を与える。(9対0とする)
 - イ. その他必要な事項があった時は、注意を与える。
- (11) その他規定なき事項は、全日本軟式野球連盟競技者必携、野球規則書及び市川市少年野球連盟に準ずる。
- (12) その他の事項
- ① 第一試合の審判及び第一試合のチームは、開始時間の1時間前に集合し、得点版やベース、ボールなどを常置場所から出して準備することや、ラインカーにより、必要な全場所にラインを引き、試合開始に備える。
 - ② 最終試合チームは、終了後、得点板・ベース・ボール・ラインカーなど責任をもって常置場所へ返納すると共に確認すること。
 - ③ 最終試合のAグラウンドで勝利したチームは、当該日の全試合(A、B両グラウンド)の結果を午後5時30分までに、つぎの指定先まで必ず、FAXすること。FAX用紙は、10号グラウンド荷物コンテナに常置してあります。

※ 東京新聞 本社販売局

※ 長谷川 事務局長

2. 駐車場の利用方法について

- (1) この駐車場は、山口プレス株式会社のご厚意により借用しているものであることから、事故の無いように努めるとともに、市川市少年野球リーグが責任を持って運用にあたるものとする。
- (2) また、山口プレス株式会社が営業中の場合は、使用は不可とする。
- (3) 通常は、日曜日のみの使用とする。但し、日程の都合により土曜日及び祝日における使用もあること。
- (4) 使用する場合は、別添の「駐車許可証」をフロントガラスに必ず掲示すること。
- (5) 駐車場内には、関係者以外の車両は絶対駐車させないこと。
- (6) 駐車場内における事故や物損等は、各チームで責任を持つものとする。

附則 (平成27年4月5日) 本運営規程は、平成27年4月5日から発効する。

附則 (平成28年4月3日) 本運営規程は、平成28年4月3日から発効する。